

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	農地整備課	検索番号	1-3
法令名	土地改良法	根拠条項	86-1		
許認可等	県営土地改良事業の適否の決定				
(根拠規定)					
<p>第八十六条 第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は前条第一項の規定による申請があつた場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は（その申請に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあっては、当該関係都府県の知事はその協議により）、その申請に係る土地改良事業の適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。</p>					
(許認可等の基準)					
<p>○ 土地改良法に係る審査基準の制定について(平成12年5月19日付け農整第624号農林水産部長通知)</p> <p>県が行う土地改良事業の開始手続等について</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)に基づき県が行う土地改良事業の開始手続については、下記によるものとする。</p>					
記					
第1 法第85条の申請による事業の場合					
<p>法第85条の申請による事業は、同条並びに第86条、第87条及び第88条の規定による手続を行うのであるが、この場合における申請前の準備手続、申請、事業計画の公告縦覧及び利害関係人の審査請求等の手続の要領については、土地改良区の設立手続等に係るものによるほか、次によるものとする。</p>					
1 申請前の準備手続					
(1) 申請人					
<p>ア 一体事業(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第49条第1項の一体事業をいう。以下同じ。)又は農用地造成事業等(農用地造成事業及び農用地造成事業と他の事業とを一体とした一体事業をいう。以下同じ。)の施行を申請する場合は、申請人が当該事業を構成する事業又は工事のうち特定の事業又は工事に係る3条資格者(法第3条に規定する資格を有する者をいう。以下同じ。)に偏らないよう留意する必要がある。</p> <p>イ 2以上の土地改良事業の施行を併せて申請する場合は、申請人を各土地改良事業ごとに定める必要はなく、各土地改良事業のすべてを通じ15人以上あればよい。ただし、当該申請人が特定の土地改良事業に偏らないよう留意する必要はない。</p>					
(2) 一定の地域					
<p>法第85条第5項で準用する法第5条第6項又は第7項の規定による承認又は同意を要する土地を含めて一定の地域を定める場合には、申請人は、当該承認又は同意を法第85条第2項の規定による公告をする前に得るものとする。</p> <p>なお、当該承認に係る土地のうち国有地についての承認申請及び同意に係る土地についての地区編入の細部手続等については、それぞれ、「土地改良法第5条第6項の規定による土地改良事業の施行に係る地域への国有地の編入ならびに同法第50条の規定による国有</p>					

地の譲与および国有地への編入に関する取扱いについて（昭和45年2月2日付け44構改B第2256号（管）農林省農地局長通知）及び「換地計画実施要領について（昭和49年7月12日付け49構改B第1232号農林省構造改善局長通知）」に定めるところによるものとする。

(3) 計画の概要の作成

県営土地改良事業のうち、これに関連する団体営土地改良事業等によって補完されるものは、地元耕作者としては、申請の同意について、これらの実施計画を一体として判断する必要がある。したがって、この計画の概要には当該県営土地改良事業と相前後して施行を予定している当該関連事業の施行主体、施行時期及び事業の概略等の予定を定めるものとする。

(4) 予定管理方法等の決定

土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下「則」という。）第54条の3第1項に定める土地改良施設（ダムその他のえん堤及び揚水施設）については、予定管理方法等を定める必要があるが、その事項は、則第54条の3第2項に示されており、その記載要領は、別紙1によるものとする。

なお、予定管理者を定めるに当たっては、申請人は、あらかじめ、知事の意見を求めるものとする。この場合において、申請人は、当該予定管理者からの管理についての内諾を得ておくものとする。

(5) その他の必要な事項

ア 負担金又は分担金に関する事項の作成

県営土地改良事業の事業費のうち事業施行地域内の土地に係る3条資格者及び関係市町から徴収されることとなる負担金又は分担金に関する事項を定めるものとし、その記載要領は、別紙2によるものとする。

イ 土地改良区等の設立

前記(3)の関連事業の施行及び造成された施設の管理をする団体として、県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区とする土地改良区又は土地改良区連合が必要となる場合には、設立の予定時期及び方法を定めるものとする。

(6) 地域住民等の意見の聴取

ア 申請人は、上記(3)により計画の概要を作成したときは、(7)の関係市町長との協議の前に、計画の概要に対して意見のある者（以下「地域住民等」という。）の意見を求めるため当該計画の概要を縦覧に供する旨及び縦覧の方法並びに意見書の提出方法について、当該土地改良事業の施行に係る地域内にあるすべての市町の事務所（以下「関係市町の事務所」という。）の掲示場に公告し、当該公告に記載された方法に従って計画の概要を縦覧に供するものとする。

イ 申請人は、地域住民等から意見書の提出があった場合にあっては、意見の概要を取りまとめた書面（以下「意見の概要」という。）を作成するとともに、提出された意見書の内容を検討し、必要に応じて計画の概要を見直す等の措置を講じるものとする。

(7) 市町長との協議

申請人は、法第85条第2項の公告をする前に、法第85条第5項で準用する法第5条第3項の規定に基づき、土地改良事業計画の概要につき、関係市町長と協議しなければならない。この場合、(6)により、地域住民等から提出された意見書において関係市町に対応を望むものがある場合は、その旨を通知するとともに、計画の概要と併せて提出された意見書の写しを提出するものとする。

なお、計画の概要を見直した場合にあっては、その見直しの内容を記載した書面を添付

しなければならない。

(8) その他市町等との調整

申請人は、申請の準備全般について関係市町と十分打ち合わせて、その指導を受ける必要がある。特に、負担金に関する事項を定めるに当たっては、関係地方公共団体と協議し、市町それぞれの負担割合及び分担金の徴収ルートを市町とするか否かをあらかじめ内定しておくことが望ましい。

2 計画の概要等の公告

申請人は、以上の準備手続が完了したときは、土地改良事業の計画の概要（必要な場合には全体構成）及び土地改良施設の予定管理方法等その他必要な事項を公告しなければならない。

この公告は、関係市町の事務所の掲示場に5日間掲示することにより行うものとする。

3 申請の同意

(1) 3条資格者の計数の方法

ア 同一の事業施行地域内における次に掲げる者については、名寄せを行い、一人の3条資格者として計数する。

(ア) 二以上の土地を所有している3条資格者

(イ) 共有者が同一の二以上の共有地の代表者

イ 同一の事業施行地域内における次に掲げる者については、名寄せを行わず、それぞれの土地につき一人の3条資格者として計数する。

(ア) 共有地の代表者であり、かつ、当該共有地以外の土地を所有している3条資格者である者

(イ) 共有者が異なる二以上の共有地の代表者

ウ 所有権以外の使用収益権を有する者の計数の方法についても、ア及びイの例によるものとする。

(2) 農用地造成事業等以外の事業

農用地造成事業等以外の事業の施行地域内にある土地に係る3条資格者の3分の2以上の同意が施行地域全域で満たされていても、不同意者が一部地域に偏在する場合には、事業の円滑な実施、事業完了後の施設の維持管理、負担金又は分担金の徴収等に支障を来すこととなる。したがって、この同意は市町別及び大字別においても3分の2以上の同意率となるようにする必要がある。また、一体事業の場合にあつては、その一体事業を構成する各事業（その構成する事業が農用地造成事業である場合を除く。）ごとに上記同意率となるように留意する必要がある。この場合、過半数の同意がとれない区域がある場合については、これを除外する等の措置を講ずる必要がある。（ただし、事業の内容、地域の実情等を勘案してやむを得ない事由がある場合については、この限りではない。）

(3) 農用地造成事業等

農用地造成事業等の場合にあつては、農用地外資格者の全員の同意のほか、当該農用地造成事業等が農用地間の地目変換の事業又は附帯工事(法第2条第2項第3号に規定する地目変換事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事をいう。以下同じ。)を含む場合には、当該農用地間の地目変換の事業又は当該附帯工事の工事区域別に3分の2以上の同意を得るとともに、この同意は、当該区域内の市町別及び大字別にも上記同意率となるように留意する必要がある。この場合、過半数の同意が得られないような区域があるときには、これを除外する等の措置が必要である。

なお、非農用地に係る使用収益権者の意見の聴取、不同意農用地外資格者に対するあつ

せん、調停等の措置に留意を要する。

- (4) 上記(2)又は(3)の同意を徴するに当たっては、申請人は、3条資格者に対し、計画の概要等を十分説明する必要があることはもちろんであるが、特に、事業に要する費用については、その後の労賃、物価等の推移によって変動することがある旨を十分周知させるものとする。

4 申請

(1) 申請の時期

県営土地改良事業の申請は、国の予算と密接な関係にあるので、この状況を勘案して適期に行う必要がある。県は、関係地方農政局とも連絡を密にし、予算との関連で着工予定年度の見通しを立てるとともに、事業採択の前年度末までに事業計画を確定させることを目標に申請できるよう1の(8)の打ち合せ等に際し申請人を指導するものとする。

(2) 申請書類

法第85条第1項の規定による申請をするには、申請書に、同条第8項及び第9項の規定により添付すべき書面並びに則第57条の3に規定する各書面のほか、次に掲げる書面を添付するものとする。

なお、法第85条第8項の規定により添付すべき書面のうち公告した事項を記載した書面については、当該事業の施行に係る地域が2都府県以上にまたがる場合にあっては、その都府県の数に1を加えた部数を、予定管理方法等を定める土地改良事業にあってはその予定管理者の数に1を加えた部数を提出するものとする。

ア 前記3関連

市町別及び大字別同意状況集計表(このほか一体事業の場合にあっては、当該一体事業を構成する各事業別同意状況集計表、農用地間の地目変換の事業又は附帯工事を含む農用地造成事業等にあっては、当該事業別又は工事別の同意状況集計表)

イ 前記1の(4)関連

予定管理者の内諾のあったことを証する書面

ウ 前記1の(5)のア関連

負担金又は分担金に関し、関係地方公共団体の負担予定を証する書面

エ 前記1の(6)の関連

(ア) 地域住民等から意見書の提出があった場合にあってはその意見の概要及び検討した内容を記載した書面、地域住民等から意見書の提出がなかった場合にあってはその旨を記載した書面

(イ) 計画の概要を見直した場合にあっては、その見直しの内容を記載した書面

オ 前記1の(8)の関連

負担金又は分担金に関し、市町の負担割合についての市町の内諾を証する書面(このほか、市町ルートをとることとし、この旨市町の内諾を得ている場合にあっては、これを証する書面)

カ 前記2関連

法第85条第2項の規定による計画の概要等の公告をしたことを証する書面

5 適否の決定及び土地改良事業計画の決定等

(1) 適否の決定

知事は、法第85条第8項の規定により県営土地改良事業に係る申請書類の提出を受けたときは、法第86条第2項の規定による予定管理者との協議を経て、その申請に係る土地改良事業の適否を決定するものとする。

(2) 計画の決定

ア 関係地方局長は、法第 85 条第 1 項の規定に基づく申請書に同条第 9 項の規定に基づく意見書の写しが添付されている場合にあっては、申請人が検討した内容を勘案して地域住民等から提出された意見書に対する対応方針案（以下「対応方針案」という。）を作成するものとする。

イ 適当とする旨の決定に係る土地改良事業についての計画書案は、関係地方局において対応方針案を勘案して作成することとし、法第 87 条第 2 項において準用する法第 8 条第 2 項の専門技術者の報告書及び対応方針案を併せて農林水産部長に提出するものとする。

なお、計画書案の作成については、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について(昭和 42 年 11 月 6 日付け 42 農地 C 第 375 号農林省農地局長通知)によるものとする。

ウ 農林水産部長は、前記により提出された土地改良事業計画案につき計画決定したときは、関係地方局長にその旨通知するとともに、法第 87 条第 5 項の規定に基づき、土地改良事業計画決定の旨の公告を行うものとする。

エ 農林水産部長は、上記イにより提出のあった対応方針案とウにより決定のあった土地改良事業計画の内容に矛盾がなく、かつ、その内容が妥当であると認められるときは対応方針を決定し、関係地方局長にその旨通知するものとする。

オ 関係地方局長は、ウの通知を受けたときは、当該土地改良事業計画書の写しを添付して、ウによる公告に記載された方法に従って土地改良事業計画書の写しを縦覧に供し、併せて公告の写しを関係市町の事務所の掲示場に掲示するよう当該土地改良事業の施行に係るすべての市町に依頼するものとする。

カ 関係地方局長は、オの縦覧と同様の方法で、法第 85 条第 7 項の規定により地域住民等から提出された意見書に対する対応方針を公表するものとする。

(3) 工事の着手及び市町負担金予定額の通知等

関係地方局長は、法第 87 条第 5 項の規定による土地改良事業計画書の縦覧の期間満了後 15 日以内に審査請求がないとき又は審査請求があった場合においてその裁決があったときに当該土地改良事業に着手することとなるが、その着手時期及び当該事業に係る関係市町の負担金予定額をあらかじめ関係市町に通知するものとする。

6 計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、次によるものとする。

(1) 重要な部分の変更の取扱い

法第 88 条第 1 項の規定に基づき、土地改良事業の施行地域又は則第 67 条の 6 で適用する則第 38 条の 2 に規定する重要な部分に係る計画変更を行おうとする場合（法第 88 条第 6 項において準用する法第 48 条第 6 項に規定する手続により計画変更を行う場合を除く。）には、次に定めるところによるものとする。

ア 変更後の計画の概要の作成

関係地方局長は、法第 88 条第 6 項において準用する法第 87 条の 2 第 8 項の地域住民等からの意見聴取のための縦覧に係る変更後の計画の概要（案）を作成し、農林水産部長に提出するものとする。

イ 地域住民等からの意見の聴取

(ア) 農林水産部長は、地域住民等からの意見聴取のための縦覧に係る変更後の計画の概要を決定したときは、直ちに、関係地方局長に公告文及び変更後の計画の概要を送付するものとする。

(イ) 関係地方局長は、送付に係る公告文を関係市町の事務所の掲示場に掲示するとともに、変更後の計画の概要を当該公告に記載された方法に従い縦覧に供するものとする。

(ウ) 関係地方局長は、地域住民等から意見書の提出があった場合には、意見書に対する対応方針案を作成するとともに、必要に応じて、当該変更後の計画の概要等について検討を行うものとする。

ウ 計画の概要等

関係地方局長は、上記の結果を踏まえ、法第 88 条第 1 項の規定による変更後の計画の概要、全体構成、予定管理方法等その他必要な事項を作成し、同条第 6 項で準用する法第 5 条第 6 項又は第 7 項の承認又は同意を必要とする場合には、1 の (2) に準拠して当該承認又は同意を得て、法第 88 条第 1 項の規定による公告文 (案) 並びに地域住民等から意見書の提出があった場合にあっては、その意見の概要及び対応方針案を、意見書の提出がなかった場合にはその旨を記載した書面を農林水産部長へ提出するものとする。

エ 計画概要等の公告

(ア) 農林水産部長は、変更後の計画の概要等を決定したときは、関係地方局長に公告書類を送付するものとする。

(イ) 関係地方局長は、送付に係る公告書類を事務所の掲示場に 5 日間掲示するよう当該土地改良事業の施行に係るすべての市町に依頼するものとする。

オ 計画変更についての同意

(ア) 関係地方局長は、エの (イ) の公告後、直ちに関係市町及び関係土地改良区等の協力を得て法第 88 条第 1 項第 1 号又は同条第 6 項において準用する法第 48 条第 4 項に規定する同意(農用地造成事業等については当該同意のほか、法第 88 条第 2 項の同意及び同条第 3 項において準用する法第 5 条第 5 項の意見)を徴集するものとする。

なお、当該同意については、3 の例によるものとする。

(イ) 関係地方局長は、同意の徴集を完了したときは、この旨を市町別及び大字別同意状況集計表を添付して (このほか、一体事業の場合にあっては当該一体事業を構成する各事業別同意状況集計表を、農用地間の地目変換の事業又は附帯工事を含む農用地造成事業にあっては当該事業別又は工事別の同意状況集計表を添付して)、変更後の事業計画書 (案) 及び法第 88 条第 6 項において準用する法第 8 条第 2 項の専門技術者の報告書を併せて農林水産部長に提出するものとする。

カ 変更計画の決定等

変更計画の決定等については、5 の (2) のイ～カ及び (3) の例によるものとする。

(2) 特に軽微な地域の追加に係る計画変更の取扱い

法第 88 条第 6 項において準用する法第 48 条第 6 項に規定する手続により計画変更を行おうとする場合には、次に定めるところによるものとする。

ア 事業参加の申出

(ア) 法第 88 条第 6 項で準用する法第 48 条第 6 項に規定する 3 条資格者の申出は、則第 67 条の 14 で準用する則第 38 条の 6 の 6 に規定する申出書により、関係地方局長を経由して行うものとする。申出に当たっては、申出をしようとする者は、次の点に留意する必要がある。

a あらかじめ関係市町及び関係土地改良区と十分調整を行うこと。

b 農用地造成事業等について申出を行うときは、当該申出のほか法第 88 条第 2 項の規定により農用地外資格者全員の同意を得ることが必要であるので、申出と同時に同意徴集ができるようあらかじめ同意を取りまとめておくこと。

(イ) 関係地方局長は、(ア)により申請書類の提出を受けたときは、これを審査の上、変更計画書の案を作成し、当該計画変更の適否につき意見を記載した書面を添付して農

林水産部長に進達するものとする。

(ウ) 変更計画書に係る事業の施行地域を定めるに当たり、法第5条第6項又は第7項の承認又は同意を必要とする場合には、関係地方局長は、1の(2)に準拠して当該承認又は同意を得るものとする。

イ 変更計画の決定

変更計画の決定については、次に定めるところによるほか、5の(2)の例によるものとする。

(ア) アにより3条資格者から申出があった内容と事業計画の変更の内容が同一である場合には、当該土地改良事業に関係のある土地及び物件の所有者、漁業権者等の利害関係人から審査請求が提起されることが見込まれる場合を除き、原則として専門技術者からの意見聴取並びに変更計画書の公告縦覧及び審査請求の手続を省略するものとする。

(イ) 変更計画書は、変更に係る施行地域等事業計画書のうち変更に係る部分を記載した書面及び変更前の事業計画書をもって足りるものとする。

ウ 3条資格者への通知

関係地方局長は、変更計画が決定された場合には速やかに、申出を行った3条資格者に対し、計画変更を行った旨を通知するものとする。

エ 工事の着手の通知等

計画を定める事業については、5の(3)の例によるものとする。

7 事業の廃止

計画確定後の事業の廃止の取扱いについては、次に定めるところによるほか、6の計画変更の場合の例によるものとする。

(1) 事業の廃止の理由等

ア 関係地方局長は、法第88条第1項の規定に基づき、土地改良事業を廃止しようとするときは、同項及び同条第6項において準用する法第87条の2第8項の規定に基づく公告文(案)及び廃止する旨、廃止する理由、廃止しようとする事業の処理に関する事項その他必要な事項(以下「廃止の理由等」という。)の案を作成し(2以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、廃止に係る各土地改良事業につき作成し)、農林水産部長に提出するものとする。

イ 廃止しようとする事業の処理に関する事項では、当該事業により法第94条に規定される土地改良財産が生じている場合の当該財産の処理の方法等事業の廃止に伴って処理が必要となる事項について記載するものとする。

(2) 事業の廃止についての同意

関係地方局長は、法第88条第1項の規定に基づく公告をした場合は、関係市町及び関係土地改良区等の協力を得て同項第2号に規定する同意を徴集するものとする。

(3) 廃止の理由等の決定

事業の廃止の理由等の決定については、5の(2)の例によるものとし、また、廃止の理由及び廃止しようとする事業の処理に関する事項を記載した廃止処理計画書(案)の作成については、「国営土地改良事業の廃止に係る取扱要領(平成14年4月1日付け13農振第3681号農林水産事務次官依命通知)」に準じるものとする。

(4) その他留意すべき事項

土地改良財産の処理については、国の予算と密接な関係があるので、関係地方農政局と県は連絡を密にする必要がある。

また、県営土地改良事業の廃止は、当該事業に関連する団体営土地改良事業の実施に多

大な影響を与えるものであるから、手続の実施時期等も含め手続全般にわたり、各事業の事業主体との調整が必要である。

8 工事完了に伴う手続

- (1) 関係地方局長は、県営土地改良事業の工事が完了したときは、「工事完了の届出等について(昭和60年11月9日付け耕第1024号農林水産部長通知)」に基づき知事に工事完了報告書を提出するものとする。
- (2) 知事は、関係地方局長から(1)の報告書が提出されたときは、法第113条の3第3項の規定に基づきその旨公告するものとする。
- (3) 知事は、(1)の報告に係る事業がその性質上換地計画を定める土地改良事業であるときは、法第113条の4第2項の規定により工事完了の旨を管轄登記所に届け出るものとする。ただし、当該換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前に換地処分を行う場合には、工事完了の旨の届出に代えて、換地計画決定の公告をしたときにその旨届け出るものとする。

第2 法第85条の3の申請による事業の場合

土地改良区が法第85条の3第1項の規定により申請する事業(以下「施設更新事業」という。)及び土地改良区が同条第6項の規定により施設更新事業と併せて行うものとして申請する事業(以下「関連施行事業」という。)の開始手続等については、次に定めるところによるほか、第1の例により行うものとする。

1 地域住民等からの意見の聴取

- (1) 土地改良区は、計画の概要を作成したときは、法第85条の3第4項において準用する法第85条第6項の規定に基づき、関係市町長との協議の前に、計画の概要を関係市町の事務所の掲示場において公告し、地域住民等の意見を聴取しなければならない。
- (2) 土地改良区は、上記公告の日から縦覧期間満了の日までの間に、地域住民等から意見書の提出があった場合には、意見の概要を作成するとともに、提出された当該意見書の内容を検討し、必要に応じて計画の概要を見直す等の措置を講じるものとする。

2 申請の同意

施設更新事業及びこれと併せて行う関連施行事業の申請に当たっての同意徴集は、第1の3に定めるところにより行うものとするが、施設更新事業であって令第50条の2の3の要件に該当するものについては概要公告及び同意徴集を要せず、また、令第50条の2の4の要件に該当するものについては同意徴集手続を簡素化することができる。

なお、これらの要件に該当することの判定については、別紙3「施設更新事業に係る同意徴集手続の簡素化等について」によるものとし、申請をしようとする土地改良区は、あらかじめ関係地方局長と十分協議するものとする。この場合、関係地方局長は、知事と事前に十分打合わせを行うものとする。

3 総会又は総代会の議決

- (1) 土地改良区は、施設更新事業又はこれと併せて行う関連施行事業を県が行うべきことを申請しようとする場合には、法第85条の3第1項の規定に基づき、あらかじめ、総会又は総代会の議決を経ることが必要である。この場合、総会又は総代会の議案書には、施設更新事業又はこれと併せて行う関連施行事業の計画の概要、当該事業に係る土地改良施設の予定管理方法等、定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その他必要な事項を記載した書面を添付するものとする。

また、2以上の土地改良区が共同して施設更新事業又はこれと併せて行う関連施行事業の施行を申請する場合には、あらかじめ、土地改良区間で協議を行い各土地改良区の費用の負担割合等を決定するものとする。この場合においては、総会又は総代会の議決に2以

上の土地改良区が共同して申請する旨、各土地改良区の費用の負担割合等を記載した書面を併せて添付するものとする。

- (2) 令第50条の2の3又は第50条の2の4の要件に該当するものとして、同意徴集を行わず、又は手続を簡素化する場合にあっては、土地改良区は総会又は総代会の議決を行う前に組合員に対して当該事業の周知徹底を図るとともに、計画の概要等の作成にあたり組合員の意向を十分に反映するものとする。

4 申請

- (1) 土地改良区が施設更新事業又はこれと併せて行う関連施行事業の施行を申請するに当たっては、申請書に法第85条の3第5項及び別第57条の21に規定する書面又は法第85条の3第11項及び別第57条の28に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付するものとする。

ア 予定管理方法等に定めない土地改良施設（国、県又は市町の管理するものを除く。）がある場合には、申請に係る土地改良区が管理する予定である旨を記載した書面

イ 2以上の土地改良区が共同して申請するものである場合には、それぞれの費用の負担割合を明らかにした書面

ウ 地域住民等からの意見書の提出があった場合にあってはその意見の概要及び検討した内容を記載した書面、地域住民等からの意見書の提出がなかった場合にあってはその旨を記載した書面

- (2) 関連施行事業の申請は、施設更新事業と同一の申請主体が、同一の事業実施主体に対し、同時に行うものとする。

5 計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第1の6の例によるものとする。

なお、別第67条の6で適用する別第38条の2第2項の要件に該当し、同項の重要な部分に該当しない場合であっても、同条第1項の重要な部分に該当する場合については、関係地方局長は、あらかじめ関係市町と十分調整を行うとともに、関係土地改良区の総会又は総代会を通じて関係者の了解を得るようにするものとする。

第3 法第87条の3の農地中間管理機構（以下「機構」という。）関連農地整備事業の場合

法第87条の3による事業は、同条及び第88条の規定による手続を行うのであるが、この場合における申請前の準備手続、事業計画の公告縦覧及び利害関係人の審査請求等の手続の要領については、次によるもののほか、土地改良区の設立手続等に係るもの（法第5条第6項及び7項、第7条第3項及び第4項、第8条第2項及び第3項、第9条）を準用するものとする。

1 県による申請前の準備手続

- (1) 事業の開始要件

ア 法第87条の3第1項第1号～第5号の要件全てを満たすこと。

イ 事業計画概要について機構の同意を得ること。（法第87条の3第2項）

ウ 機構が貸し付けているときは、貸付相手先の意見をあらかじめ聴くこと。（法第87条の3第3項）

エ 機構からの知事に対する要請があること。（法第87条の3第4項）

- (2) 一定の地域

一定の地域を定める場合においては、前記第1の1の（2）の例によるものとする。この場合において、「法第85条第5項」とあるのは「法第87条の3第7項」と、「申請人」とあるのは「関係地方局長」と読み替えるものとする。

- (3) 知事への要請手順

法第 87 条の 3 第 4 項の規定に基づく機構による知事への要請（この場合、同項の規定により前記（1）イ、ウの手続きを省略することができる。）に当たっては、市町長（基盤整備部局と機構関連部局が協議のうえ）は、事業施行地域内農用地の全ての農用地について農地中間管理権を設定する際にあらかじめ事業実施の要望をとりまとめ、機構を通じて知事へ提出、もしくは機構から知事へ要請するものとし、同項の規定による要請の際には次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 当該土地改良事業の施行に係る地域の所在を記載した書面

イ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定の状況を記載した書面

ウ 当該機構が当該事業施行地域内農用地を貸し付けている場合には、その貸付けの相手方の意見を記載した書面

（4）計画の概要の作成等

関係市町長は計画概要の作成をする際に、市町長（基盤整備部局と機構関連部局が協議のうえ）から、事業施行地域内農用地の全ての農用地について中間管理権を設定することを確約する書面（カルテ及び全農用地の貸し手・受け手の同意又は仮同意が判るもの）を含む要望書を提出させるものとする。

計画の概要作成後は、前記第 1 の 1 の（6）及び（7）の例によるものとする。この場合において、同（6）中「申請人」とあるのは「関係市町長」と、同ア中「計画の概要を縦覧に供するものとする。」とあるのは「計画の概要を縦覧に供するものとする。その際、法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項の規定による公告があった日から、法第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う県営土地改良事業の工事完了の公告のあった日の属する年度の翌年度の初日以後 8 年を経過する日までに、当該土地を法第 91 条の 2 第 6 項各号に定める場合に該当することとなったときには、同項各号のいずれかに掲げる者に該当する者は特別徴収金を徴収されることがある旨を十分周知させるものとする。」と、同（7）中「法第 85 条第 2 項」とあるのは「法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条の 2 第 8 項」と、「法第 85 条第 5 項で準用する法第 5 条第 3 項」とあるのは「法第 87 条の 3 第 6 項」と、「関係市町長と協議しなければならない。」とあるのは「関係市町長と協議するとともに、その土地改良事業の施行に係る地域内に土地改良施設がある場合において、その土地改良施設の管理者として土地改良区その他農林水産大臣の指定する者があるときにあつては、その者の意見を聴かなければならない。」と読み替えるものとする。

2 土地改良事業計画の決定及び工事の着手等

土地改良事業計画の決定等に係る手続きについては、前記第 1 の 5 の（2）及び（3）の例によるものとする。この場合において、同（2）ア中「法第 85 条第 1 項の規定に基づく申請書に同条第 9 項の規定に基づく意見書の写しが添付」とあるのは「法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条の 2 第 9 項の規定に基づく意見書が提出」と、「申請人が検討した内容を勘案して地域住民等」とあるのは「地域住民等」と、同イ中「法第 87 条第 2 項」とあるのは「法第 87 条の 3 第 7 項」と、同ウ中「法第 87 条第 5 項」とあるのは「法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項」と、同カ中「法第 85 条第 7 項」とあるのは「法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条の 2 第 9 項」と、同（3）中「法第 87 条第 5 項」とあるのは「法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項」と読み替えるものとする。

3 計画の変更

計画確定後の重要な部分に係る計画変更の取扱いについては、次によるものとする。

法第 88 条第 15 項の規定に基づき、土地改良事業の施行地域又は則第 67 条の 33 に規定する重要な部分に係る計画変更を行おうとする場合には、前記第 1 の 6（1）のア～エ及びカ

の例によるものとするが、同条第 16 項の規定による機構の同意は、同条第 18 項において準用する法第 87 条の 3 第 5 項の規定による場合に限り省略できるが、同条第 18 項において準用する法第 87 条の 3 第 6 項の規定による市町長との協議を行うとともに、同項に規定する者の意見を聴かなければならない。

この場合において、同 (1) ア中「法第 88 条第 6 項」とあるのは「法第 88 条第 18 項」と、同ウ中「法第 88 条第 1 項の規定による変更後の計画の概要、全体構成、予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「法第 88 条第 18 項において準用する法第 87 条の 2 第 8 項の規定による変更後の計画の概要」と、「法第 88 条第 1 項の規定による公告文 (案)」とあるのは「法第 88 条第 18 項において準用する法第 87 条の 2 第 8 項の規定による公告文 (案)」と読み替えるものとする。

4 事業の廃止

計画確定後の事業の廃止の取扱いについては、前記第 1 の 7 (1)、(3) 及び (4) の例によるものとするが、法第 88 条第 16 項の規定による機構の同意は、同条第 18 項において準用する法第 87 条の 3 第 5 項の規定による場合に限り省略できるが、同条第 18 項において準用する法第 87 条の 3 第 6 項の規定による市町長との協議を行うとともに、同項に規定する者の意見を聴かなければならない。

この場合において、同 (1) ア中「法第 88 条第 1 項」とあるのは「法第 88 条第 16 項」と、「同項及び同条第 6 項」とあるのは「法第 88 条第 18 項」と読み替えるものとする。

5 工事完了の公告及び届出等

法第 87 条の 3 の機構関連農地整備事業が工事を伴う場合の法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告及び法第 113 条の 4 の規定による登記所への届出は、前記第 1 の 8 の工事完了の公告及び届出の例によるものとする。

第 4 法第 87 条の 4 の急施の事業の場合

1 緊急耐震工事計画の決定等

法第 87 条の 4 第 1 項の規定により県が行う事業 (以下「耐震化事業」という。) について、緊急耐震工事計画を定める場合には、前記第 1 の 1 の (4) 及び (5) 並びに 5 の (2) の例によるものとする。

また、計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第 1 の 6 の計画の変更 (計画の概要、同意関係を除く。) の例によるものとする。

2 工事完了の公告及び届出

耐震化事業の工事が完了した場合の法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告及び法第 113 条の 4 の規定による登記所への届出は、前記第 1 の 8 の工事完了の公告及び届出の例によるものとする。

3 その他

耐震化事業はその緊急性や公共性の高さから、3 条資格者からの申請によらず開始され、3 条資格者の同意を要しないものであるが、事業の実施に当たり、県がその受益者から負担金を徴収しようとする場合には、法第 90 条第 7 項の規定により 3 条資格者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 5 その他

県営土地改良事業の進捗状況及び投下経費等について、3 条資格者は、負担の関係等で重大な関心を有するものであるから、関係地方局長は事業完了後はもちろん、事業継続中においても関係の土地改良区、市町その他の機関を通じ報告会等適宜の方法により、事業の経過、事業に要した経費等を 3 条資格者に周知徹底させるよう措置するものとする。

別紙1

予定管理方法等の記載事項

県営土地改良事業（〇〇〇〇事業・〇〇地区）によって造成された
施設の予定管理方法等

- 1 管理者
- 2 管理すべき施設の種類
- 3 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項
時期別の取水又は排水の水量及びその方法の概要を記載する。
- 4 管理に要する費用の概算及びその負担の方法
施設及び水の管理に必要な標準年間経費の概算額を示し、その負担方法、負担区分、負担率及び反当負担額等を記載する。この場合、施設管理費は整備費、補修費、電力料及び賃金等施設の維持保存に必要な経費とし、水管理費は水利調整又は洪水調節等を含む水の管理及び施設の運用を行う職員の給与、旅費及び諸経費並びに調査のための経費とする。
- 5 その他管理方法に関する基本的事項
主として他事業と関連がある場合の管理に関する協定事項を記載し、その他管理に関する特殊事項を記載する。

別紙2

県営土地改良事業の負担金に関する事項の記載要領

県営土地改良事業（〇〇〇〇事業・〇〇地区）における
事業費等の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分

国庫補助金	〇〇〇,〇〇〇千円
県費負担金	〇〇〇,〇〇〇千円
地元負担金	〇〇〇,〇〇〇千円
計	〇,〇〇〇,〇〇〇千円

2 事務費及び工事雑費の負担区分の予定

県費負担金	〇〇〇,〇〇〇千円
地元負担金	〇〇〇,〇〇〇千円
計	〇,〇〇〇,〇〇〇千円

3 地元負担の予定基準

(例1)

地元負担金 〇〇〇,〇〇〇千円のうち 〇〇〇,〇〇〇千円を土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第6項の規定に基づき〇〇町が負担し、残り 〇〇〇, 〇〇〇千円は、法第 91 条第2項の規定に基づき、〇〇町県営土地改良事業分担金徴収条例により〇〇町が法第3条の資格を有する者から地積割を基準として徴収し、県へ納入する。

(例2)

地元負担金 〇〇〇,〇〇〇千円のうち 〇〇〇,〇〇〇千円を土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第6項の規定により〇〇町が負担し、残り 〇〇〇,〇〇 〇千円は、法第 91 条第4項において準用する法第 90 条第4項の規定に基づき、〇〇土地改良区が法第3条の資格を有する者から地積割を基準として徴収し、県へ納入する。

4 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第 113 条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第 91 条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。

施設更新事業に係る同意徴集手続の簡素化等について

1 手続簡素化の内容

土地改良施設の更新事業で、2又は3に述べる要件に該当するものについては、次により同意徴集手続を簡素化できる。

- (1) 2の要件を満たす施設更新事業であって、その施行地域が当該施設の現行の管理事業に係る区域（以下「現行管理区域」という。）内に含まれているものは、事業参加資格者のすべてに係る同意徴集手続を要しない（土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第48条第3項）。
- (2) 3の要件を満たす施設更新事業であって、その施行地域に現行管理区域以外の地域が含まれているものは、事業参加資格者のうち、現行管理区域以外の地域に係る者の3分の2以上の同意徴集のみで足りる（法第48条第5項）。

2 事業参加資格者のすべてに係る同意徴集手続を要しない施設更新事業の要件

- (1) この施設更新事業は、次の要件を満たすものでなければならない。
 - ア 事業目的が当該土地改良施設の有している機能の維持を図るものであること（法第48条第3項）。
 - イ 当該施設更新事業の施行により、現行の管理事業の計画について、施行地域の変更（地区除外によるものを除く。）又は管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るものの変更を要することとならないこと（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第48条の2第1号及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下「規則」という。）第38条の2の2）。
 - ウ 組合員が当該施設更新事業に要する費用及びその施行後の管理事業に要する費用について負担することとなる金額が、当該組合員が現行の管理事業に要する費用及び当該施設更新事業を行わないものとすれば管理事業に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること（令第48条の2第2号）。
- (2) (1)のアの要件（事業目的要件）は、当該施設更新事業がいわば管理事業と同質の性格を有することを担保するものであり、具体的には、当該施設が老朽化や地盤沈下等の要因により本来の機能を低下したり、又は低下することが見込まれる場合において、その本来の機能を回復し、又は維持するために行うことをいう。この場合、施設の本来の機能とはその種類、受益の態様等により様々なものとなるが、水路にあっては通水量、ため池にあっては貯水量、揚水機場にあっては揚水量等による施設の能力を指標として判断することが適切である。
- (3) (1)のイの要件（管理事業計画の同一性要件）は、当該施設更新事業の実施により事業参加者の受益の態様が基本的に変動しないことを担保するものである。
- (4) (1)のウの要件（組合員負担金の相当性要件）は、組合員の負担が施設の機能維持を図るためのものとして妥当な水準にあることを担保するものである。この要件の具体的内容としては、例えば、当該土地改良施設の更新によりその後の管理費用が減少し、これに伴い組合員の負担額が軽減されるものと見込まれる場合に、当該施設更新事業について組合員が負担することとなる金額が、その軽減される組合員負担額（単年度当たりの額）に更新後の施設の耐用年数を乗じて得た額の範囲内であることといったものがあるので、このような考え方に即して適切に運用するものとされたい。この場合、「更新により減少する管理費用」には、新規施設に係る技術革新等に伴い節減される費用及び施設の老朽化等により増嵩していた費

用であって更新により不要となるものの双方が含まれる。

なお、個別の事業種類、内容等により種々のケースがありうるので、具体的事案について疑義がある場合には関係地方局長と所要の連絡調整を行われたい。

3 同意徴集手続の一部を省略し得る施設更新事業の要件

- (1) この施設更新事業は、2の(1)に掲げる要件と同様の要件を満たす必要があるほか(法第48条第5項、令第48条の3及び則第38条の6の4)、当該施設更新事業の施行地域のうち現行管理区域以外の地域内にある土地の地積が現行管理区域内にある土地の地積の100分の10を超えるものでないことを要する(令第48条の3第1号及び則第38条の6の3)。

このような要件としたのは、当該施設更新事業が現行の管理事業と連続する同質性を有するものであることを担保するため、それぞれの事業施行地域の大部分を一致させる必要があるからである。

- (2) また、この場合、2の(1)に掲げる要件のうち、イの要件(管理事業計画の同一性要件)にあつては、管理事業計画について現行管理区域以外の地域の変更があつても差し支えなく(令第48条の3第2号イ)、また、ウの要件(組合員負担金の相当性要件)にあつては、現行管理区域内の土地に係る組合員の負担金の額のみについて判断すればよいものである(令第48条の3第3号)ので、留意されたい。

4 同意徴集以外の手続等

上記により同意徴集手続が省略される場合であっても、土地改良区としての事業実施の意思決定を行うため総会又は総代会の議決(3分の2以上の出席と3分の2以上の賛成による特別議決)を要することはもちろんであり、また、事業実施についての市町長との協議(法第48条第9項において準用する法第5条第3項)、施行申請に対する適否決定、計画決定とこれに伴う異議申出手続等の所要の手続を踏む必要がある。

(その他)